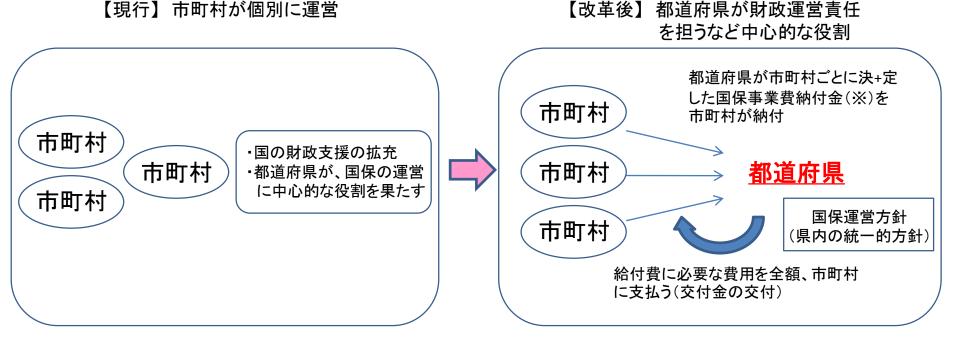
[国民健康保険の県単位化について]

国民健康保険制度改正の概要

- 〇<u>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保</u> など国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化
 - ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
 - ・将来的な保険税負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険税率を提示(標準的な住民負担の見える化)
 - ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進
- 〇市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う



※各市町村が収納した保険税を都道府県に納付するもの

国民健康保険制度改正に伴う王寺町国民健康保険税の改正について

【1】制度改革の背景(国保の課題)

- ・国民健康保険は、年齢構成と医療費水準が高く、所得水準が低いといった構造的な課題を抱えている。
- ・高齢化の進展、医療の高度化により医療費が増えており、将来的に国保財政が急激に悪化する恐れがあり、全国的に小規模な保険者(市町村)が多いため少子・高齢化の進展による保険運営が一層不安定になることが予想される。
- ・そのため、国は、将来にわたって国民健康保険制度を維持するため、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成27年5月27日成立)に基づき、国民健康保険制度を改革し、平成30年4月から施行することになった。

【2】制度改革の概要(平成30年度以降の県と市町村の役割分相)

14	【2】前及以単の似安(十成30十及以降の泉と川町刊の役割力担)					
		県の役割	市町村の役割			
1 財政運営		・財政運営の責任主体 ・市町村ごとの納付金を決定	・県に納付金を納付する。			
2 資格管理		・事務の効率化、標準化、広域化の推進	・被保険者の資格の管理・被保険者証等の発行			
3	保険税の決定 賦課・徴収	・標準的な算定方法等の算定、公表	・保険税の決定、賦課・徴収			
4	保険給付	・給付に必要な費用の支払い	•保険給付の決定			
5	保健事業	・市町村に対して必要な助言、指導	・保健事業の実施			

【3】今回の改正の主なもの

- (1)国からの財政支援
- ・平成36年度の保険税率の統一に向けて被保険者にとって急激な負担にならないよう激変緩和措置が とられる。
- (2)資産割の廃止
- ・資産割は、王寺町内の土地家屋のみを算定の対象としていることから公平性に欠けている。
- 固定資産税との二重課税になっているとの批判が以前からあった。
- ・平成36年度の保険税率の県内統一化後は、県内すべての市町村で資産割が廃止される。 (※参考 平成29年度で資産割を賦課している数20市町村【市2 町9 村9】)

(2)平成30年度保険税率

,		-	1
1	+8	2-	١

(現17)	(現行)						
区分	所得割	資産割	均等割	平等割			
医療分	5.6%	25.0%	26,000円	27,000円			
後期分	1.8%	3.0%	7,200円	6,000円			
介護分	2.0%	5.0%	8,400円	6,600円			

	(改正後))			
	区分	所得割	資産割	均等割	平等割
_	医療分	6.1%	廃止	26,000円	27,000円
	後期分	2.6%		7,200円	6,000円
	介護分	2.4%		15,000円	廃止

資産割を廃止した部分を所得割に乗せて均等割、平等割は変更なしで試算。

[4]被保険者への影響

- (1)保険税の計算例
- ①モデル世帯

高齢者1人世帯(資産割なし) 68歳 厚生・老齢年金 収入260万円(所得140万円)

		7 ON 1	N// 1-00/31 3 (///	14	
	平成29年度	平成30年度	差引	1ヶ月あたり	1納期あたり
	145,300円	159,200円	13,900円	1,158円	1,738円

高齢者1人世帯(資産割あり) 68歳 厚生・老齢年金 収入260万円(所得140万円)

平成29年度	平成30年度	差引	1ヶ月あたり	1納期あたり
166,700円	159,200円	△7,500円	△625円	△938円

②モデル世帯

高齢者2人世帯(資産割なし)

- (夫)68歳 厚生・老齢年金 収入270万円(所得150万円)
- (妻)65歳 老齡基礎年金 収入 68万円(所得 0円)

I	平成29年度	平成30年度	差引	1ヶ月あたり	1納期あたり
	185,900円	201,100円	15,200円	1,267円	1,900円

高齢者1人世帯(資産割あり) 68歳 厚生・老齢年金 収入260万円(所得140万円)

- (夫)68歳 厚生・老齢年金 収入270万円(所得150万円)
- (妻)65歳 老齢基礎年金 収入 68万円(所得 0円)

平成29年度	平成30年度	差引	1ヶ月あたり	1納期あたり
207,300円	201,100円	△6,200円	△517円	△775円